

国民年金

平成25年度の年金額

国民年金保険料

●平成25年度の年金額

平成25年度の年金額は、総務省が1月末に公表する平成24年の消費者物価指数を踏まえ、9月までは据え置きとなりました。

4月から9月までの年金額については平成24年度と同じ額となります。

・国民年金(4月から9月について)
 老齢基礎年金1人分(月額)65,541円

●平成25年度の国民年金保険料

国民年金保険料は、平成25年4月から15,040円となります。

- ・1年間前納する場合…
- 納付書払い 177,280円
- 口座振替 176,700円
- ・6か月分前納する場合…
- 納付書払い 89,510円
- 口座振替 89,210円



学生納付特例申請手続

平成24年度に学生納付特例を申請し、2月下旬までに年金事務所より承認を受けている方で、

○平成25年度以降も引き続き在学予定である方…

年金事務所からハガキ形式の申請書が届きますので、必要事項を記入し返送してください。学生証の添付は必要ありません。

○新たに学生納付特例を申請する方又はハガキが送付されなかった方…

4月1日より役場保険課で申請を受け付けます。

必要なもの

- ・年金番号のわかるもの
- ・学生証(「J」可)
- ・代理申請の場合は、印かんと代理人の身分証明書等(運転免許証など)

▼問い合わせ先

●保険課 高齢者年金係

☎(56)9129

●宇都宮西年金事務所

☎028(622)4222

人間ドックの費用を一部助成します

国民健康保険では、国保に加入している人の健康保持と病気予防のために人間ドック費用の一部助成を行っております。この機会に一度、あなたの健康をチェックしてみましょう!

※平成25年度より75歳未満の方まで助成対象となりました。

助成対象者	<ul style="list-style-type: none"> ●町国民健康保険被保険者で満30歳以上75歳未満である方 ●国民健康保険税に滞納がない方 ●特定健診を受けていない方 <p>※同一年度内に人間ドックか脳ドックどちらか1つを助成しますので選んで受診してください。</p>
健診機関	<ul style="list-style-type: none"> ●石橋総合病院 ●自治医科大学健診センター ●栃木県済生会宇都宮病院健診センター ●宇都宮記念病院総合健診センター ●佐々木記念クリニック <p>ほか人間ドック実施健診機関</p> <p>※事前に自分で健診日を予約の上、健診を受ける前に保険課窓口で助成交付金申込みをしてください。</p>
コースと助成金額	<p>★1日コース → 26,000円以内 (自治医科大学健診センターのみ35,000円)</p> <p>★1泊2日コース → 43,000円以内</p> <p>※助成金額は、基本健診(税抜価格)の7割分、または上記助成金額のいずれか低い額(1,000円未満切捨て)を助成します。なお、オプションは自己負担となります。</p>

▼申し込み方法=保険証と認印を持参のうえ、保険課国保係までお越しください。

▼問い合わせ先=保険課 国保係 ☎(56)9134

職場の健康保険に加入したとき、やめたときは届け出が必要です

会社に勤めることになり職場の健康保険(健康保険組合、共済組合など)に加入した場合や、その健康保険の被扶養者になった場合、また職場の健康保険をやめて国民健康保険に加入するときは、14日以内に国民健康保険への届け出が必要となりますので、次のものを持参のうえ、手続きをしてください。

【職場の健康保険に加入したとき】

届け出に必要なもの

- ・国民健康保険被保険者証
- ・職場の健康保険被保険者証

▼手続き先Ⅱ 住民生活課 総合窓口係

職場の健康保険資格取得後は国民健康保険を使用しないでください

○職場の健康保険などに加入し、その健康保険被保険者証が交付されるまでの間に国民健康保険被保険者証で診療を受けると、国民健康保険が負担した医療費を後日返金していただくこととなります。

例(自己負担割合が)

3割の方は、7割分を国保に返金

1割の方は、9割分を国保に返金

国民健康保険に返金していただいた分は職場の健康保険に申請することにより返還されますので、最終的な負担は変わりませんが、保険分を二時的に立て替える必要や、申請の手続きをしなければならぬなど、経済的・時間的負担になると思われるます。

【職場の健康保険をやめて、国民健康保険に加入するとき】

届け出に必要なもの

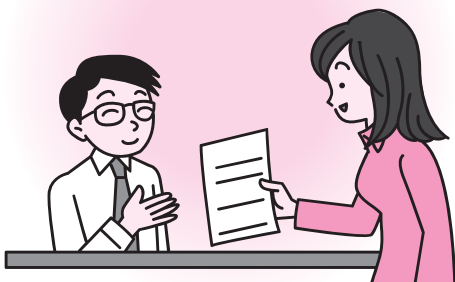
- ・職場の健康保険をやめた証明書(資格喪失証明書、退職証明書など)
- ・印かん
- ・年金証書(お持ちの方)

▼手続き先Ⅱ 住民生活課 総合窓口係

○国民健康保険税は届け出した日ではなく、資格を得た時までさかのぼって納めることとなります。届け出は遅れないようにしましょう！

▼問い合わせ先Ⅱ 保険課 国保係

☎ 56 9134



【いみを出すときの注意事項】びん缶類はキャップを外し、軽くすすいでポリカゴに入れて出してください。

4月から「公益財団法人上三川町農業公社」になりました。

農業は、食料の安定供給にかかせないものであり、また、農地を農地として活用することは、耕作放棄地の発生を防止するだけでなく、保水治水機能や病虫害の発生防止等、農地の持つ多面的な機能が発揮されるなど、人々の生活に重要な役割を果たしています。

しかし、わが国では、食料の多くを輸入に依存しており、食料自給率は低水準にあります。また、輸入農畜産物の増加に伴い、国内農畜産物の価格は低迷し、総じて農業所得の減少、担い手不足の深刻化、さらには農地面積の減少が続ぎ、耕作放棄地や不作付地が年々増加するなど、農業の経営環境は大変厳しい状況にあります。

このような厳しい状況の中で、農業生産性の向上を図り経営規模の拡大を行うことは、農業者個人の努力では限界があります。

このため、当公社では効率的で安定的な農業を営む農業者等に対し、農地利用の集積を行うことで、総合的な農業生産収益の向上を図り、本町農業の振興や遊休農地の活用促進、自然環境の保全に資するよう努めているとまいります。

▼農地・農作業等の問い合わせ先Ⅱ

上三川町農業公社

☎ 56 4312